

意見書案 (令和7年2月定例議会)

No.	件名	提出会派	頁
1	日本政府に対し核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書(案)	日本共産党	2
2	国連女性差別撤廃委員会への拠出金除外通知等の撤回を求める意見書(案)	日本共産党	3
3	高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げに反対する意見書(案)	日本共産党	4
4	「マクロ経済スライド」をやめ、安心の年金制度確立を求める意見書(案)	日本共産党	5
5	P F A S 対策の早期推進を求める意見書(案)	日本共産党	7
6	「高等学校卒業程度認定試験」受験者への更なる支援を求める意見書(案)	A G O R A	9
7	医薬品不足を解消するため適切な時期に薬価改定を行うことを国に求める意見書(案)	A G O R A	10
8	婚姻の平等の早期実現を求める意見書(案)	A G O R A	12
9	選択的夫婦別姓制度の実現に向けた議論の加速化を求める意見書(案)	公明党	14
10	核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)	公明党	15

日本政府に対し核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書（案）

世界 166 か国・地域の 8,466 都市、日本国内では、ほぼ全ての市区町村に当たる 1,740 都市が参加する平和首長会議の国内総会が今年 1 月 16、17 日に東京都武蔵野市で開催されました。

この総会は「核兵器廃絶に向けた取組の推進について」の要請文をまとめ、17 日石破首相に提出しました。要請文では「核兵器の使用のリスクが、かつてないほど高まり、我々がこれまで、核兵器は「断じて使ってはいけない兵器」であると訴え続けてきたにもかかわらず、核兵器が「条件次第で使える兵器」へとその評価が激変していることは極めて憂慮すべき事態」とし、「平均年齢が 85 歳を超えた被爆者の悲願である『核兵器のない世界』を一日も早く実現するため」核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加と、一刻も早い核兵器禁止条約への署名・批准を強く要請しています。

核兵器禁止条約は 1 月 22 日で発効から 4 年となり、署名 94 か国・地域と国連加盟国の半数に迫り、批准も 73 か国・地域に達するなど国際法としての力を強めています。今年には広島・長崎の被爆 80 年であり、被爆者の高齢化が進む中、日本政府の早期の署名・批准、核兵器禁止条約締約国会議への参加が求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶に向けて、核兵器禁止条約に署名し、批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

国連女性差別撤廃委員会への拠出金除外通知等の撤回を求める意見書（案）

今年は、女性差別撤廃条約批准 40 周年です。日本政府は条約締結国として、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための立法や措置を真摯に履行する義務を負っている中、昨年 10 月、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）から、皇位継承を男系男子に限る皇室典範の改正をするよう勧告を受けました。

外務省が CEDAW を日本の任意拠出金の使途から除外すると国連に通知したことに加え、CEDAW が日本に視察に来ることも白紙にすると通告する異例の対応をとりました。

委員会の勧告内容が日本政府の見解に沿わないからといって、国連機関への拠出金使用を制限するなどという稚拙かつ報復的な対応は、日本は人権後進国だと表明するようなものです。

皇室典範改正への勧告は、国連女性差別撤廃委員会勧告のごく一部であり、選択的夫婦別姓や女性差別撤廃選択議定書の批准など、女性に対する権利について重要な指摘がなされています。

よって、文京区議会は、政府に対し、国連への通知及び通告の早期撤回を求めるとともに、条約締結国として謙虚に勧告を受け止め、更なるジェンダー平等の取組を進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げに反対する意見書（案）

厚生労働省は、今年8月にも高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げを行うとしています。高額療養費制度は、大きな手術などで医療費が高額になった患者の自己負担を、所得に応じて一定の上限を定める制度で、公的医療保険制度のセーフティーネットと言われています。

政府は、2027年8月までに、自己負担限度額を段階的に引き上げる方針です。平均的な年収区分（約370万円～770万円）で最も負担が重くなるケースでは、現行の月約8万円が、3年後には5万9,000円増の月約13万9,000円に跳ね上がります。引き上げの協議は、厚生労働省の審議会で昨年11月下旬に始まり、患者の意見を聞く機会は設けられず、12月中旬には了承され、政府が決定しました。

膵臓がんで標準的な化学療法を受けている患者では、1回の治療で診察料8,000円、薬剤料11万円、その他2,000円以上かかり、総額は約12万円で、3割負担では3万6,000円になります。この治療を月3回続けるので、毎月の自己負担額は10万8,000円です。この他に定期的なCT検査にも自己負担が発生します。また、乳がんの標準治療では3割負担での月の自己負担額は約15万円となります。いずれのケースでも高額療養費制度によって医療費負担は月額8万数千円で済みます。

患者や家族から強い憤りとともに、「引き上げ反対」と世代に関係なく切実な声が寄せられています。「負担額が増えれば、生活できない。」「命を続けるための治療なので、やめるわけにいかない。上限額を上げないで欲しい。」「治療を諦めなければならないのかと絶望している」など深刻な声が続出しています。これ以上、自己負担が増えれば、経済力で命が選別される事態になりかねません。

よって、政府及び国会に対し、誰もが安心して医療を受けることのできる公的医療保険制度を保障するために、高額療養費の自己負担限度額の引き上げを行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

「マクロ経済スライド」をやめ、安心の年金制度確立を求める意見書（案）

物価高騰の下で年金は目減りし、安倍・菅・岸田政権の12年間に、公的年金は実質で7.8%も削減されました。一方、公的年金の積立金は株高や円安の影響を受け、290兆円（給付の5年分）にまで膨れ上がり、100年後には1京7,371兆円（給付の23年分）に積み増す試算も示しています。

日本の公的年金は現役世代が納めた保険料をそのときの年金受給者への支払いに充てる賦課方式で運営されています。賦課方式の場合、保険料と給付が釣り合えばいいため、巨額の年金積立金は不要です。

しかし、日本では高齢化に備えることを口実に積立金をため込み、政府の経済政策に利用してきました。かつては、公共事業に使われ、今は株式に投資して株価を釣り上げています。2014年10月、当時の安倍政権は年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用方針を変更し、内外株式の投資比率を25%から50%に倍増させました。GPIFは、国民の納めた年金保険料を金融市場で運用する公的機関で、運用資産は250兆円超ですが、理事との「人的な関係性」で企業選択が行われ、証券会社2社に取引を独占させ、この理事が投資計画まで伝えていたことが明らかになり、深刻な倫理欠如と統治不全に陥っています。

また、2004年に政府はマクロ経済スライドを導入し、積立金の位置付けを変えました。変更前は給付の相当年数分（5年程度）の積立金保有を目指していました。変更後は5年ごとに「財政検証」を行い、100年後に給付費1年分の積立金を保有することにしました。これが「100年安心」です。

政府は、今後も年金の「実質減額」を続ける一方、年金積立金の更なるため込みを続ける計画ですが、こんな本末転倒の政策は直ちにやめ、年金積立金は計画的に給付の維持・拡充に回すべきです。

年金給付の抑制・削減、低年金・無年金を要因とする高齢者の貧困と生活不安は、この間、コロナ禍と物価高を受けて、一層深刻化しています。今でも低い基礎年金受給者は月6.8万円が2万円も減らされる計画を撤回し、不公平を正し、減らない年金制度を確立することが求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の点を要望します。

記

- 1 GPIFの理事による証券企業選択疑惑の徹底解明と組織を抜本的に見直すこと。
- 2 物価・賃金の伸び以下に年金を抑える「マクロ経済スライド」を廃止し、給付額の連続削減をやめること。
- 3 所得が一定以上の高齢者の年金一部支給停止を見直すこと。

- 4 年金支給年齢の 68～70 歳への引き上げ、公的年金等控除を含めた年金課税の見直しはやめること。
- 5 年金の保険料収入と加入者を増やす対策として
 - (1) 年収 1 千万円を上限に据え置きとなっている保険料を健康保険料と同じ「年収 2,000 万円」に引き上げること。
 - (2) 年金財政の支え手である現役労働者の賃上げ・待遇改善と最低賃金を引き上げること。
 - (3) 大企業への内部留保課税とそれを活用した中小企業に対する賃上げ支援、男女の賃金格差是正、非正規ワーカーの待遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

PFAS対策の早期推進を求める意見書（案）

有機フッ素化合物（PFAS）は、約1万物質あるといわれ、撥水・撥油性に優れ、熱に強い等、優れた物性を示すため、半導体用反射防止剤や泡消火剤、調理器具の表面加工など幅広い用途に用いられています。

しかしながら、PFASの一部の物質については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」で規制対象とされています。WHOのがん専門機関である「国際がん研究機関」が2023年12月に最新評価を発表し、PFOA・PFOSの発がん性について、PFOAは「発がん性の十分な証拠がある。」、そして、PFOSは、「その可能性がある。」と評価を厳しくしました。

我が国においても、水道水について、2020年度にPFOS及びPFASが水質管理目標設定項目に位置付けられ、暫定目標値としてPFOS・PFOAの合計値50ng/ℓが設定されています。

また、環境中のPFOA・PFOSについても同じく2020年度に水質の要監視項目に位置づけられ、暫定指針値としてPFOS・PFOAの合計値50ng/ℓが設定されています。米環境保護庁（EPA）では毒性をより重く捉え、2022年に飲料水として生涯摂取し続けてよい濃度について1リットル当たりPFOSは0.02ng以下、PFOAは0.004ng以下と引き下げました。

岡山県吉備中央町では2022年の検査で、およそ1,000人が水道水として給水していた浄水場の水からPFASの中でも毒性が強いPFOAが国の暫定目標値（50ng/ℓ）の28倍（1400ng/ℓ）と高濃度で検出され、町は昨年11月25日から公費による血液検査を始めました。PFASの血液検査が公費で行われるのは全国で初めてです。血液中の濃度は、検査をした700人余りの平均で、アメリカで健康リスクが高まるとされている値（20ng/ml）の7.5倍（151.5 ng/ml）余りで、最高値は718.8 ng/mlでした。

国民の安全・安心といのちの水をまもるために早急な対応が求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 米国ガイドライン水準の規制を設定すること。
- 2 PFASに対する最新の科学的知見等を踏まえて、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。
また、健康影響等が懸念される場合は、対策も合わせて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- 3 PFASの汚染原因を調査・究明し、更に汚染が生じないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

「高等学校卒業程度認定試験」受験者への更なる支援を求める意見書（案）

高校中退した若者が「高等学校卒業程度認定試験」（以下「高卒認定試験」）を受験するための各種予備校費用に対し、東京都では「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」として 高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了したとき及び合格したときに、対象講座の受講のために支払った費用の一部が支給されています。内容は、受講費用の3割（上限7万5千円）等です。これは、「ひとり親家庭」を対象に支援対象者が限られています。

「高卒認定試験」に合格するためには、個人での勉強では困難であり、多くの若者は予備校へ通っていますが、その費用が、「通信講座」で全科目を受講する場合は、教材費・入学金などをトータルして30万円前後かかります。さらに、塾や予備校などに通学する場合は、更に多くの費用がかかります。

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文科省／令和6年10月）によれば、高等学校における中途退学者数は46,238人（前年度43,401人）になっています。

また、「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（東京都教育庁／令和5年10月）によれば、令和4年度の都立高校の中途退学者数は2,021人になっています。東京都の高校授業料実質無償化は、2024年度（令和6年度）の4月から開始されました。所得制限が撤廃され、世帯の収入状況に関係なく申請できるようになりました。都立高校（全日制課程）等では年間11万8,800円、私立高校では48万4,000円が、国や東京都から支払われます。

高校無償化が進む中、高校中退者が「高卒認定試験」の費用負担に重くのしかかっています。この負担軽減のために、「ひとり親家庭」に限らず、全ての「高卒認定試験」を希望する若者に、高校無償化と同等レベルの支援が必要です。高校中退や改めて大学進学を希望する者に対し、勉学の間を保障すべきです。

よって、文京区議会は、東京都に対し、「高等学校卒業程度認定試験」受験者への更なる支援を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

医薬品不足を解消するため適切な時期に薬価改定を行うことを 国に求める意見書（案）

2020年のジェネリック（後発）医薬品メーカーの品質不正に端を発した医薬品不足は2025年現在も続いており、特にジェネリック薬の供給不安は深刻な状況です。加えて、昨年末からのインフルエンザ等の感染症の流行により先発薬においても不足が相次いで生じています。

これまで国は対策として、医療用医薬品の供給不安報告及び供給状況報告の義務付けや医療用医薬品供給情報の緊急調査、医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等110番）の設置、厚生労働大臣による増産及び業界再編の要請等を行い、年明けには医薬品流通を把握するモニタリングシステムの構築を表明するなど、医薬品の安定供給を目指してきましたが、4年以上にわたる医薬品不足は解消していません。

供給サイドからは、医薬品不足を引き起こし、長引かせている要因として、公定価格である薬価の頻繁な改定による価格引き下げが、製薬企業だけではなく、医薬品卸業者、医療機関、薬局等の一連の生産及び流通に至る供給体制に影響を及ぼしていることが指摘されています。

従来、薬価改定は、診療報酬改定に合わせて2年に1回行われてきましたが、2016年の4大臣決定（「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」）を契機として、診療報酬改定のない年にも、価格乖離の大きな品目を対象に薬価改定（いわゆる「中間年改定」）が行われており、それまでの2年に1度の薬価改定に比べて、薬価の引き下げが急激になっています。薬事新報による「2024年度薬価改定アンケート」及び日本医薬品卸売業連合会の「中間年薬価改定によるアンケート調査（2024年）」によれば、特に、この中間年改定が医療用医薬品関連企業の価格交渉業務等の負担を増大させ、競争力の低下、離職者の増加を招いているとして、企業側から廃止を求める声が広がっています。

しかしながら、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」においては、「2025年度薬価改定に関しては、イノベーションの推進や安定供給確保、国民皆保険の持続的可能性に考慮しながら、その具体的な在り方について検討する」旨が記されているにとどまっています。

薬価の引き下げは、一見、国民負担を抑制するよう見えますが、結果的に医薬品供給の基盤を揺るがす恐れがあり、こうした状況を放置すれば、薬の安定供給や新薬の研究開発に悪影響を与え、ひいては国民の命や健康を脅かすことにつながりかねないため、対策が急務です。

よって、文京区議会は、政府に対し、国民に品質の高い医薬品を安定して供給できるようにするため、薬価の不当な引き下げの要因となっている中間年改定を廃止し、

原則2年に1度、薬価改定を行うとともに、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に明確に薬価改定時期を定めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛て

内閣官房長官

経済再生担当大臣

婚姻の平等の早期実現を求める意見書（案）

2024年12月、福岡高等裁判所は、同性婚が認められていない現状を違憲と判断しました。札幌高等裁判所、東京高等裁判所に続き、控訴審では3例目の違憲判決です。

これら裁判は、同性同士の結婚を認めない法律の規定が、憲法13条にて示されている「幸福追求権」、14条の「人種や性別等による差別禁止」や「法の下での平等」、24条の「婚姻の自由」に反しているとして争われており、今回の福岡高等裁判所では、初めて、「幸福追求権を保障した憲法13条に違反する。」という判断が下されました。

2審における違憲の司法判断が続いていることから、最高裁判所の判決を待たず、国会が自主的に同性婚の法制化を急ぐべきとの国民世論が高まっています。

国際的には、2023年6月に栃木県日光市で行われた「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」では、「G7ジェンダー平等大臣共同声明」が取りまとめられ、ジェンダー平等などについて明記されました。その中では「進むべき道」として「我々は、完全なジェンダー平等を達成するために努力するとともに、ジェンダー、性別、年齢、民族、障害、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性表現など交差する特性を考慮しながら、あらゆる多様性を持つ女性と女兒を更にエンパワーすることにコミットする。我々は、全ての女性、女兒、LGBTQIA+の人々の人権と尊厳が完全に尊重され、促進され、保護される社会の実現に向けた努力を継続する。我々は、ジェンダー平等に対するバックラッシュと戦うことにコミットする。」と謳われております。なお、G7に加盟している国の中では、2023年会合の開催国であった日本だけが唯一、同性婚が認められておらず、法的保障もありません。

自治体レベルでは、パートナーシップ制度の導入が広がっており、渋谷区と特定非営利活動法人虹色ダイバーシティが2024年に行った共同調査では6月時点で制度の導入自治体数は459、人口カバー率は85.1%を記録しています。

さらに、2024年5月に長崎県大村市が同性カップルに対し、続き柄欄に「夫（未届）」と記載した住民票を交付したのを皮切りに、同性カップルの住民票の続き柄欄に、事実婚の状態であることを示す「夫・妻（未届）」との記載を取り入れる自治体が増えていきます。

この判断をめぐっては、総務省が「実務上の問題」を指摘した文書を都道府県及び政令指定都市に送付しましたが、かえって自治体側の反発が広がっています。

また、2024年12月には、東京都の特別区10区が共同で、同性パートナーが法律上の婚姻と同じ権利を持てるよう社会保障制度の改正などを国に要望しており、地方からも法整備を求める動きが強まっています。

しかしながら、社会の発展を支える情報基盤として、5年に1度行われる国勢調査では、同性パートナーシップに関する選択肢がなく、集計もされてきませんでした。

これまでも同性カップルの方々から「国勢調査は、貴重な全数把握の統計なので、同性婚の数も反映されるべき」などと訴えが挙がっていますが、2025年の国勢調査においても、同性パートナーシップの実態を調査する予定はありません。我が国の現状を正しく理解し、利用するための基本的な統計情報としての役割を果たすためにも同性パートナーシップの現状を調査することは重要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の項目の実現を求めます。

記

- 1 同性婚の法制化を進めること。
- 2 2025年国勢調査において、同性パートナーシップの実態を調査すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

選択的夫婦別姓制度の実現に向けた議論の加速化を求める意見書（案）

文京区議会は、これまで平成31年3月、令和3年10月の2回にわたり、選択的夫婦別姓制度の導入を求める趣旨の意見書を政府及び国会宛てに提出しました。この間、政府・国会において議論は進んできたものの、改姓を強いられることにより、様々な困難を抱える人々が減ることはなく、選択的夫婦別姓制度を求める声は続いています。

我が国では、婚姻に伴う改姓により、働き盛りの30代～40代については、男女問わず約7割の方が何らかの弊害を感じている状況です（※1）。自らのアイデンティティ（自己の存在意義）を守る人権上の観点から、選択的夫婦別姓制度の早期導入が必要です。

何より、結婚で姓の変更をしているのは約95%が女性であり（※2）、女性活躍を阻害する象徴的な制度とも言えます。現行の旧姓の通称使用には限界があります。通称は法律上の姓ではないため、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題が多数あります。海外業務では、パスポートに通称名を記載してもICAO（国際民間航空機関）文書には規定されていない例外的な措置であるため、通称名でビザを取得することは困難です。別姓を選べないことが結婚の足かせになっている場合もあります。改姓を避けるために事実婚を選択している方々もいます。結婚で改姓を強いられてつらい思いをする人や、不利益を受ける人がいなくなるよう、今こそ選択的夫婦別姓制度の実現が必要です。選択的夫婦別姓制度は別姓を希望する人に新たな選択肢を示すものであり、多様性の尊重を求める時代の要請にかなうものです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度の実現に向けた議論を加速化することを強く要望します。

※1：内閣府・法務省「家族の法制に関する世論調査」（令和3年12月調査）

※2：内閣府「夫婦の姓に関するデータ」、「夫の姓・妻の姓別にみた婚姻件数」

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

広島・長崎への原爆投下から80年の節目を迎えるに当たり、昨年、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞したことは大変意義深く、人類の希望と言えます。

唯一、核兵器の悲惨さ、被曝の実相を知っている日本は「核兵器のない世界」の実現に向けて特別な使命を担っています。この被爆80年の意義ある年に、日本がいかにかその使命を果たし、「核兵器のない世界」に向けた取組を主導していけるかが問われています。

昨年12月、第216回国会において、石破総理は「核兵器のない世界に向けた現実的で実践的な取組を継続、強化していく」と答弁しました。核戦争のリスクが高まっている今、重要なことは、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約と位置付ける核兵器禁止条約への関与を核保有国にも広げていくことです。そこで、政府がこれまで進めてきた核軍縮・核廃絶への取組を新たなステージに高めるためにも、まずは日本自身が3月に開催される「第3回締約国会議」にオブザーバー参加し、核保有国と非保有国の双方との対話を通じて、橋渡しの役割を果たしていくべきです。このオブザーバー参加が、日米安保や日米政府間の拡大抑止を否定するものではないことを明確にしつつ、主体的に判断するべきです。現実、核の傘の下にいるということと、核廃絶を目指すということは、矛盾しないと考えます。現にドイツはNATO（北大西洋条約機構）加盟国ですが、同締約国会議にオブザーバー参加しています。

よって、文京区議会は、政府に対し、被爆80年の意義ある本年、日本が核兵器禁止条約「第3回締約国会議」にオブザーバー参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
外務大臣 宛て